

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和5年6月16日（金曜日）
開催場所	茨木市役所 南館8階 中会議室
議長	中西会長
出席者	富澤委員、高田委員、福阪委員、竹岡委員 山口委員、宮林委員、多本委員、太田委員
欠席者	大川委員
事務局職員	森岡福祉部長、澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長、肥塚福祉部副理事兼地域福祉課長、石井福祉指導監査課長、井上障害福祉課長、中島発達支援課長、佐原障害福祉課課長代理兼認定給付1グループ長、濱田発達支援課参事兼あけぼの学園長、角谷発達支援課主幹兼推進係長、名越福祉総合相談課主幹兼相談2グループ長、刈込障害福祉課認定給付2グループ長、谷口障害福祉課計画推進係長、井本（障害福祉課計画推進係職員）
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度障害福祉関連事業について 2. 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況等について 3. 茨木市の保健福祉に関するアンケート調査について 4. 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について 5. その他

資	料	次第
		資料 1 令和 5 年度 障害福祉関連事業について
		資料 2 障害福祉計画（第 6 期）・障害児福祉計画（第 2 期）の取組状況等について
		資料 3 児童福祉法の改正について
		資料 4 茨木市の保健福祉に関するアンケート調査報告書
		資料 5 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について
		事前意見一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局 (井本)	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私、本日、司会を務めさせていただきます障害福祉課の井本と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず、開会に当たりまして、福祉部長、森岡より御挨拶のほうを申し上げます。</p>
事務局 (森岡部長)	<p>(部長挨拶)</p>
事務局 (井本)	<p>続きまして、委員の解職について御報告させていただきます。</p> <p>茨木市医師会から御参加いただいております石田委員につきまして、自己都合で辞職願の提出がありましたため、5月9日付けで解職されましたことをご報告させていただきます。</p> <p>次に、会議に入る前に会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の会議資料としまして、事前に送付させていただきました次第、資料1から資料5になります。</p> <p>次に、本日お席に置かせていただいております配席表、そして当日資料1として、茨木市総合保健福祉審議会の諮問についてというものが一つ。</p> <p>そして、当日資料2としまして、自立支援協議会への意見聴取について。</p> <p>そして、今回、事前意見のほうを頂戴しておりますので、それらをまとめました、事前意見一覧、こちらにつきましては御意見に対する回答も一緒に載せておりますので、各自御確認をお願いいたします。</p> <p>最後に、参考資料として御持参お願いしておりました計画書冊子となります。</p> <p>以上のものをお持ちでしょうか。お持ちでなければ係の者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。</p>

大丈夫そうでしょうか。

はい、それでは会議に入る前に当日資料1と2について御説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、当日資料1の茨木市総合保健福祉審議会の諮問について、こちらについて御説明をさせていただきます。

当日資料1につきましては、昨年度の第1回の分科会でも御報告をさせていただきましたが、昨年度より、本市の審議会の会議運営としまして、審議会に対しての諮問及び答申については書面で行うこととなりました。

本来でありましたら、年度当初に審議会にて市から審議会会長に対して諮問書を提出するところではありますが、昨年度と同様、今年度も年度当初に審議会は開催せずに、それぞれの分科会で審議を進めていくことになっておりますので、今年度につきましても、事前に審議会会長に諮問書を提出させていただきまして、各分科会の第1回の資料として諮問書を皆様に、こうした形で配付させていただくことで、市からの諮問とさせていただきます。

なお、令和5年度の市から総合保健福祉審議会に対する諮問事項としましては、茨木市総合保健福祉計画第3次の策定についてとなっておりますので御確認ください。

続きまして、当日資料の2を御覧ください。

障害福祉計画の策定に係る茨木市障害者地域自立支援協議会への意見聴取について（報告）。こちらについて御説明いたします。

今年度、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）の策定に当たり、障害者総合支援法及び児童福祉法で計画を定める場合においては、自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならないと規定されておりますことから、来週令和5年6月22日に開催予定の自立支援協議会全体会のほうで、市から自立支援協議会に対しまして、本計画の策定に関する諮問を行うことを報告させていただきます。

なお、意見聴取を行う事項としましては、計画相談支援及び障害児相談支援の利用率向上など、相談支援体制に関することに焦点化して諮問を行う予定としております。

この自立支援協議会から市に対する答申の内容につきましては、令和5年の10月開催予定としております本分科会のほうで報告させて

中西会長	<p>いただく予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上が、当日資料の1及び2についての説明、報告になります。</p> <p>それでは、会議の議事進行につきましては、会長が行うこととなっておりますので、ここからは中西会長、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はい、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、これから会議のほうを始めたいと存じます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、障害福祉の増進のために積極的な御意見を賜りますよう、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、本分科会の会議録は、原則公開ということになりますので、御了解いただきますよう、お願ひします。</p> <p>それでは、委員の出席状況につきまして、事務局からの報告をお願ひいたします。</p>
事務局（井本）	<p>はい。本日の委員の出席状況につきまして、御報告させていただきます。</p> <p>委員総数10人のうち、御出席が9人。大川委員が御欠席されておりました、欠席はお一人ということで、半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により会議は成立しております。また本日、1名の方が傍聴されていることを報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では、議事に移る前に、会議の進め方についてお諮りしたいと思います。それぞれの議題について、事務局のほうから説明を受けて、その内容について、順次皆さんから意見、あるいは質問を頂くということによろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>では、議題1「令和5年度障害福祉関連事業について」事務局のほうから説明お願ひします。</p>
事務局（佐原 課長代理）	<p>障害福祉課の佐原と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料1を御覧ください。点字版につきましては1ページとなります。</p> <p>障害福祉課、福祉総合相談課、発達支援課が所管する事業につきまして、令和5年度の新規事業、また、拡充事業について順に御説明させていただきます。</p> <p>まず、障害福祉課でございますが、主要項目として3項目挙げてお</p>

ります。

1点目は、第5次長期計画、障害福祉計画（第7期）の策定でございます。

令和6年度から始まる第5次長期計画及び障害福祉計画（第7期）の策定に向け、今年度は、その検討を行う年となります。

地域課題や現在の社会情勢を踏まえ、包摂型社会、地域共生社会の実現に向け計画の改定作業を行います。本年度は委員の皆様にもたくさん議論をお願いすることとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

2点目は、茨木市立障害福祉施設の事業内容の変更についてでございます。点字版につきましては2ページを御覧ください。

障害者就労支援センターかしのき園につきましては、今年度から指定管理者が変更となりました。また、ニーズに合わせ事業内容を就労継続支援B型を中心とする福祉的就労から就労移行支援事業を中心とする一般就労支援へと変更いたしました。

企業等への就労及び就労先への定着支援、また、かしのき園の利用者のみならず、市内障害者が一般就労を目指し、定着できる環境づくりを進めてまいります。

障害福祉センターハートフルにつきましては、本分科会に設置をいたしました施設のあり方検討会での意見を踏まえ、地域共生社会の推進に向け、今期指定管理期間中に貸館事業の対象拡大を検討してまいります。

3点目でございます。「行かなくてもいい市役所」の推進でございます。点字版につきましては、3ページを御覧ください。

現在、障害福祉課では、市ホームページやSNSを通じた制度情報の発信などにより、手続のオンライン化を推進しております。オンライン申請につきましては、令和5年3月末時点で25事務について申請フォームを作成し、市ホームページで公開をしております。令和4年度は177件の申請をいただいたところでございます。

今後さらに申請フォームの公開を進め、令和6年3月末には55事務の申請フォームを公開する予定をしております。

障害福祉課からは以上となります。

続きまして、福祉総合相談課から説明をさせていただきます。

事務局（名越主幹）

はい、福祉総合相談課の名越と申します。よろしくお願ひいたします。

福祉総合相談課所管の事業について御説明いたします。

墨字資料は2ページ、点字資料は5ページを御覧ください。まず一つ目は、地区保健福祉センターの整備になります。子供から高齢者、障害者など、全ての方が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、福祉や保健に関する困り事を含めた地域住民を支援する拠点として、市内5か所に地区保健福祉センターの設置を進めております。

地区保健福祉センターを中心に障害のある方を支援する障害者相談支援センターを含めた様々な関係機関や専門職が、今まで以上に連携を図り、近年増えている8050問題などの複雑かつ様々な課題を抱えた方への支援を行ってまいります。

続きまして、特定相談支援事業所開設等補助金についてでございます。

障害児者の相談支援体制の強化を図るため、前年度に引き続き、新たに相談支援事業所を開設する場合や相談支援専門員の増員を行った場合に補助を行い、相談支援専門員の増員に努めてまいります。

福祉総合相談課からは以上となります。

事務局（角谷主幹）

発達支援課、角谷と申します。

よろしくお願ひいたします。

最後に発達支援課の事業について御説明いたします。点字資料8ページ目、墨字資料3ページ目を御確認ください。

令和4年度に、障害児等の生活や施策に関するニーズ等の把握をするため実施したアンケートの結果や、令和6年度の児童福祉法改正を踏まえ、令和6年度から始まる障害児福祉計画（第3期）の策定を行ってまいります。

なお、児童福祉法の改正内容につきましては、後ほど御説明させていただきます。

以上です。

中西会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

宮林委員	宮林委員よろしくお願ひします。
事務局（澤田次長）	<p>地区保健福祉センターの件でお伺ひします。今年の4月からハートフルに、中央の地区保健福祉センターが開設されているんですけども、正直言つて、私たちもその、用事もないのにのぞきに行くわけもいかず、なんか行つてもしーんとしているので、どんな人がいらつしゃつて、どういう事業を具体的に始めておられるのか。それともまだ、何かの事業のための準備をなさつているのか。今のお仕事の状況というか、そういうのがもし分かれば教えていただきたいんですけど。</p>
事務局（澤田次長）	<p>福祉総合相談課の課長の澤田です。 御質問ありがとうございます。</p>
事務局（澤田次長）	<p>ハートフルの中に開設しています中央の地区保健福祉センターですけども、まず地域の中で活動していくのに、様々な、その地域のいろんな集まり、団体さんであつたりとか、民生委員さん、福祉委員さん、地区の健康福祉ネットであつたり、そういったところに顔を出すというところで、今のところまだ、4月にできたばかりですので、関係性を、その地域の方々とつくつていく中で、その地域の課題をいろいろと見つけていく。</p>
事務局（澤田次長）	<p>その中で地区の保健福祉センターや中央の保健福祉センターからどういった、皆さんに対して支援ができるか、できるのかというところを、今、一生懸命やつているところでございます。</p>
事務局（澤田次長）	<p>事業といたしましては、本年度は、中央のセンターのほうでは、まず、保健師のほうが行つてますので、それぞれ地域に出ながら、その地域の検討課題を把握した上で、この地域で、どういった活動を現地がやつていくことが一番いいのかというところを、これからしつかりやつていこうというふうに考へております。</p>
事務局（澤田次長）	<p>実際の話、窓口のほうにですね、相談に来られる方、包括さんも一緒に入つてますので、高齢のことでの相談であつたりとか、困窮の部分での窓口での相談、そういった方は、ちょこちょこ窓口のほうにも来ていらつしゃいます。</p>
宮林委員事務局（澤田次長）	はい、以上です。
宮林委員事務局（澤田次長）	専門職の方の種別と人数を教えてくださいませんか、職員さんの。
宮林委員事務局（澤田次長）	はい、今ですね、常勤で中に入つている職員といたしましては、市

次長)	<p>の職員といたしましては所長、事務職である所長が1人。それと全体の、地区保健福祉センターの事務を全体的におさめる職員、市の正職員がもう1人。あと市の正職員の保健師が3人、地域包括支援センターの職員が5人。これが一応常勤で必ず詰めるような形になっております。</p>
中西会長	<p>宮林委員よろしいですか。 先に高田委員のほうから。</p>
高田委員	<p>民生委員の立場からお話をちょっとだけ、南のほうの保健のほうから来ていただいているんです。民生の定例会に来ていただいたりとか、それから地域の福祉関係のサロンに来ていただいたりとか、それから子育てセンターの子育てサロンものぞいていただいて、保健師さんが来られていますので、そのときにはちょっとお母さんやとか、子供の相談に乗っていただいたり、民生の定例会にも毎月来られるんですけども、福祉のほうで、私は地区長をしてるんですけど、やっぱり地区長は全部知ってるわけではないので、少し専門的なことになると、すみません、お願いしますというふうに振って、専門的なことを、地域のことを言っていただいたり、この間は、保健師さんが来てくれたんですけども、包括支援センターのこととか、それからヘルパーさんのこととか、そういうのも私たちが情報として頂いているので、地域に入ってきていただいて、それをまた生かしてもらおうというふうな形で、うちの南のほうは来られています。</p>
事務局（澤田次長）	<p>ありがとうございます。ですので、南は中央より1年早く先に建っていますので、今おっしゃられていたようなところに顔を出せる関係づくりを先にしっかりやったところで、こういった地域で、やっとセンターがあるんだなというところで、いろいろ皆さんからお声がけであったりとかできるような状況になってきたというふうに考えております。中央のセンターにつきましても、今年1年、半年ぐらいは地域に溶け込んでいくために、いろんなところに顔を出して、皆さんとのつながりをつくっていくというところに専念しているところではあります。</p> <p>それと、すみません。訂正なんですけれども、保健師さんなんですけれども、中央のセンターはエリアを二つ担当しておりますので、エリアごとに保健師さんが入りますので、中央のセンターは、保健師さ</p>

<p>宮林委員 事務局（澤田 次長） 宮林委員</p>	<p>んは2人になっております。先ほど3人と言いましたので、すみません。訂正させていただきます。</p> <p>非常勤の職員さんはいらっしゃるんですか。 市の方の職員で非常勤の職員はいません。 全て正職員になります。</p>
<p>事務局（澤田 次長）</p>	<p>じゃなくて、たしか私、前のときに障害者福祉相談支援センターから、毎日じゃないかもしれないんですけど、どなたかが入ってというか、来られるという日があるように聞いたと思うんですけど、そういうことはないんですね。</p> <p>まず相談、障害のほうの専門の相談がある場合には、市の職員のほうで一旦聞かせていただいて、その地域の相談支援事業所さんにつなぐとか、もしくは、今その地域の相談支援事業所さん、近くありますので、センターのほうに来ることができるということであれば来ていただくとか、そういった形で対応はさせていただくことになると思います。</p>
<p>宮林委員 中西会長</p>	<p>分かりました。はい、ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか、どうでしょうか。どうでしょうか。</p> <p>竹岡委員どうぞ。</p>
<p>竹岡委員</p>	<p>すみません。この福祉センターと、あと下の特定相談支援事業所もなんですけど、なんかハートフルのところも重度の人のケアサービスのときとか、なんかそういうときは、なんか送迎があるみたいなんですけど。基本ほかの、そういうセンターとか相談事業所のところの送迎とか、サービスというのはないんですかね。</p>
<p>事務局（井上 課長）</p>	<p>障害福祉課の井上です。今、委員がおっしゃったのはハートフルの一部の事業の送迎のことでしょうか。</p>
<p>竹岡委員</p>	<p>違います。全体的に、この間、うちは東太田のほうなんですけど、ちょっと姉のことで相談するのも、藍野療育園のほうのところの特定相談支援員ですかね、そこに行ったりとか、西河原のほうも結構遠いんですけど、ほかの知り合いの人に聞いても、そういう障害者のところのセンターに、そういうふうに相談しに行くにしても、なんかりハビリとかに行くにしても結構送迎サービスというのが、あんまりないみたいなのを聞いたので、ハートフルは、なんか重度の方の入浴</p>

事務局（井上課長）

サービスとか、そういうときやったら、なんかあると聞いたんですけど。ほかの人が、例えばそういう新しくハートフルになんか相談したいなと思うときに、やっぱり駅からとか、なんかの送迎とかが使える送迎サービスみたいな、そういうのは、相談する側の人とかもないのかなと思ひまして。

はい、相談支援は制度上、細かく分かれてるんですけども、概して相談支援に関するものに関しては送迎サービスというのはありません。ですので、障害のある方がなかなか外に出にくくて、相談支援事業所に出向いていきにくいというような方に関しては、相談支援事業所からアウトリーチとして、お宅の方に訪問をしてお話をお伺いするというのが一般的です。相談支援事業所の場合も今のような形ですし、地区保健福祉センターに関しても以前の分科会の中でも説明させていただいてると思うんですけども、そういった方にはアウトリーチで対応させていただくということになります。

送迎のあるサービスということになりましたら、基本通所型のサービスにおいて制度上、送迎ができるような体制を確保するようなものが中心になるかと思ひます。

竹岡委員

菜の花障害者相談支援センターのところも行って聞いてたんですけど、おっしゃるように通所サービスのところはあるところもあるですね。加点とかあると思うからと思うんですけど。加点とかというよりは、なんかやっぱり書いてある8050問題のこともあると思うので、やっぱり、この間、民生委員さんと話してたんですけど、うちの知り合いの人とかが近くでも、やっぱり最初から障害じゃなくて、後で精神の障害になって、それこそ親御さんが80歳、70歳で四、五十歳の息子さんとか、そこからひきこもりになったりとか、そうだと、なかなかどうやってその人たちを、こうやって相談のどこまで持っていくかというのは、それは送迎があろうが、その電話があろうが、ほかの方法でまた考えないといけないという問題はあろうと思うんですけど、うちはちょっと姉が難病になって、途中から、そうやって車椅子とかになったので、またあれなんですけど。

なんかそういう、送迎サービスというのが、やっぱり障害者の人にとっては、やっぱり、毎回じゃなくても、なんか何曜日の夜とかやったら広域から回ってくれるとか、なんかそういうのがあると、タクシ

	<p>一チケットも頂いてますけど、やっぱり病院とかで使ってしまうのもほとんどだし、なんかもうちょっと手を差し伸べていくところがあってもいいのかなと思ひまして。</p>
<p>中西会長</p>	<p>通常そうかもしれないけど、今後、何かハートフルにしてもやっぱり駅からちょっとあるしとか、この保健センターも全部、そうそう駅から遠いのであれば、その人らが来てくれるといっても、今度それを電話で、またこうやってアポしてとかというのも一つだと思うんですけど、なんか回ってくれるようなバスみたいなものだったり、何かそういう送迎的なんが、その駅に、駅からどこまでとか、そんなんでもいいし、せっかく茨木市の障害というところの、みんな活躍していこうというのであれば、なんかそういうのも検討していただけたらなと思ひました。</p>
<p>事務局（澤田次長）</p>	<p>よろしいですかね。</p> <p>何か事務局のほうから。</p>
<p>竹岡委員</p>	<p>はい、ありがとうございます。今おっしゃられているような話というのは、例えば高齢者の分であったりとか、そういったお話というのは、いろいろなところで御要望があるような状況でして。いろいろとお話を聞かせていただくんですけども、何分なかなか難しい諸問題、いろんな問題があるみたいなんで。実際具体的な話というのは、なかなか難しい状況ではあります。</p> <p>ただ、こういった会議の場で、こういった障害者の方でも、そういうふうなニーズがあるんだというところの報告としては挙げさせていただきます。ありがとうございます。</p>
<p>中西会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。ほかに御意見とか、大丈夫ですか、何か。</p>
<p>富澤委員</p>	<p>はい、富澤委員どうぞ。</p>
	<p>ちょっとこの項目で聞くかどうかをちょっと悩んだんですけども、一番最初の障害福祉課さんの事業の御説明のところ、「行かなくてもいい市役所」の推進ということで、この件については今後、拡大していくというふうな方向で検討が進むことになるかと思ひます。その参考にとということでお尋ねしたいんですけども。</p> <p>令和5年3月末現在で25事務の申請フォームの公開と、あと実際</p>

事務局（井上課長）

に177件の申請というふうなことになってるかと思うんですけども。この177件、障害のある方、御本人からなのかとか、支援者の方、御家族の方、どういった方からアクセスされてるのかということなんかは、ちょっと今後、他の議論もつながってくるかと思うので、もしよろしければ教えていただきたいと思います。

障害福祉課の井上です。今、挙げている件数、実はほとんどが手話奉仕員の養成研修の申し込みというのが今のところは多くを占めています。いわゆるその障害者の方が直接使われる制度としては、ごめんなさい、ちょっと正確な数字は今、出ないんですけども。療育手帳関係の手続に関しては申請をいただいているという状況です。今年度か、去年かはちょっとはつきり覚えてないですけども、自動車改造の御申請は、たしかあったかと思えます。

事務の種類としては、少しずついろんな返還届であったり、変更届であったり、一つの制度であっても、いろんな届出ありますので、比較的やりやすいものといえますか、オンライン申請の中で、また添付書類をつけて申請するというのはなかなか難しいものがありますので、添付書類を要さないようなものを中心にオンライン化を進めています。

今、印象としては、療育手帳関係の手続をされるときに御家族の方が、利用されているのかなというふうに思っています。今回の後でお示しするアンケートでも、知的障害者の方が直接このオンライン申請を使っている事例というのは、まだまだ少なそうですので、今のところはそのような印象です。

今後は、重度障害者の方の医療制度であったり手当制度だったり、そういったものもあるので、御本人さんからの御申請もありましようが、まず、増えていきそうなのは、御家族であるとか支援者の方からの活用が、多いのではと見込んでいます。

富澤委員

はい、ありがとうございます。また、後ほどの報告と併せて、はい。ちょっとまた質問させていただきます。ありがとうございます。

中西会長
太田委員

はい。太田委員、どうぞ。

事前意見が提出できていなくて大変申し訳ありませんでした。今の③の「行かなくてもいい市役所」の推進というところで、これはね、行かなくても手続ができて、便利になりますよということで、これは

すごくいいことだと思いますし、推進していく必要があるということ
を前提になんですけれども、ちょっとこの「行かなくてもいい市役所」
というキャッチフレーズですね。これをあまりSNSとか、そういう
のが得意でない人とか、そういった方が見たときに、来なくていいよ
と、こう言われているようなふうに受け取られないかということですか。

あるいは、これを受け付ける側としても、わざわざ来なくても手続
できるんだから、もう来ないでくださいというように思ってしまわな
いかとかね、そういったところが少し、このキャッチフレーズで誤解
を招かないかなというふうに感じました。

行かなくてもいいということを進捗するのと同じか、その
前にですね、やっぱり行きたくなる市役所というのが、まずあって、
その上に行かなくても手続できますよというようなね、ことだと思
いますので、まずはやっぱり障害のある人がね、アンケートにも出てま
したけど、やっぱり市役所というところは、相談窓口としてすごく大
事なところだと思いますので、行きたくなる市役所というのを大事に、
お願いしたいなと思います。以上です。

中西会長

はい、ありがとうございます。

これは別に事務局から何か、答弁いいですか。

事務局（井上
課長）

御意見ありがとうございます。

「行かなくてもいい市役所」というのが、本市のいわゆるデジタル
トランスフォーメーションを進めていく上での一つのスローガンであ
り、あとはくらしのデジタル化も入っています。

アクセシビリティに関しては、市役所に来なくても手続ができる反
面、必要な制度情報が十分行き渡らないということ、私どもとして
は非常に心配しております、行かなくていいのと同時に、行かなく
ても情報が取れるようにしないとイケないと考えています。

ですので、窓口でお配りしていた手引も一昨年度から、ホームペ
ージに上げさせていただいたりであるとか、そこから、その1冊を持っ
ていれば、QRコードで常に最新版がホームページで取れるようにさ
せていただいたり、あるいは今、試みとして精神障害者保健福祉手帳
の方は窓口に来られなくても、こちらから御希望される方には御送付
するという取り組みを行っているのですけれども、その際も、本来、

窓口で受けるべき説明が受けられないというのでは不利益を被りかねないという懸念もありましたので、制度説明の動画を一緒にホームページに掲載することにより、来たくても来られない方が、情報の面で不利にならないようにということの配慮も同時に考えております。

そして、委員御指摘のように、障害のある方が窓口、市役所を頼りにしてお越しいただくときに、オンライン申請により手続で窓口に来られるお客様が少なくなれば、その分必要な方へ対応が取りやすくなっていくことも考えられます。今は窓口でなかなかゆっくりお話を伺いできない、じっくり説明が必要だという方にも説明のお時間等取れるようになるのではないかなということ、こちら期待をしながら進めているところございます。

はい、ありがとうございます。いろんな形でアクセスが多様にできるというのが、とても大事だと思いますので、市役所に行ってもね、デジタル的にも大丈夫かなと思います。

案件1ですね、議題1に関しては、ほかに何かご質問とかありますか。大丈夫ですか。

よろしいでしょうか。

はい、そうでしたら、いろんな活発な御意見ありがとうございました。

それでは次に議題2「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況について」事務局から説明お願いしたいと思います。

はい、障害福祉課の谷口と申します。よろしくお願いたします。

お手元の資料2に沿って、障害福祉課と発達支援課から御説明をいたします。まずは障害福祉計画（第6期）の目標達成に向けた取組状況及び進捗状況についてでございます。

会議時間の都合もございますので、主な項目を抜粋しての御説明とさせていただきます。御了解くださいますようお願いいたします。また、資料の中で、現時点では集計ができない項目が複数ございます。その部分につきましては、本日、御説明は割愛させていただきまして、次回以降の分科会で御報告いたします。

まず、資料は墨字資料、点字資料ともに1ページです。〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。昨年度において、福祉施設からの地域移行者は4名いらっしゃいまして、計画期間としまし

中西会長

事務局（谷口係長）

ては、合計9名の方が施設からの地域生活移行をしています。なお、施設入所者の削減については、新規に入居する方もいらっしゃいますため、入所者の数そのものの削減は進んでいない状況であり、施設入所者の地域移行は、今後も継続的に取り組むべき重要な課題です。

続きまして、墨字資料は3ページ。点字資料では8ページの中段です。〔3〕地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてです。今年度も引き続き相談及び緊急時の受入れ・対応を重点テーマとして取組を継続するとともに、拠点機能の一つである人材育成につきましても、その機能充実に向け検討してまいりたいと考えております。

続きまして、墨字資料は4ページ。点字資料では10ページです。〔4〕福祉施設から一般就労への移行等についての中の②就労定着支援事業所の就労定着率につきましては、令和4年度の実績では、就労定着率80%以上の事業所が全体の60%となっており、目標値を下回っております。関係機関同士の連携を強化する取組や情報共有を行いまして、就労定着率の向上を図る必要があると考えております。

続きまして、墨字資料では5ページ、点字資料では15ページの中段です。障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についてです。昨年度の実績としては、北摂7市3町の障害福祉担当課長会議におきまして、事業所への処分取消し等の事例共有を行いました。

今後も引き続き事業所において運営基準等が遵守され、法令の求めるサービスの質の向上に向けた努力がなされるとともに、適正な報酬の請求がなされるよう取り組んでまいります。

続きまして、墨字資料ですと6ページから、点字資料ですと17ページの中段からになります。活動指標として、様々なサービスの見込量と実績の比較等をお示ししております。

まず、墨字資料の6ページから8ページにかけて、点字資料では17ページの中段から36ページの下段に記載をしております。自立支援給付の中の訪問系サービスや日中活動系サービスにつきましては、おおむね見込量を上回る実績となっております。

短期入所につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、見込量に比べて実績が減少しておりますが、月間の平均利用人数につきましては、令和3年度に比べ令和4年度の実績は増加しております。

次に、墨字資料では9ページ、点字資料は36ページの下段になります。居住系サービスについてです。共同生活援助の平均利用人数は増加傾向にあります。グループホームの整備に当たっては、重度障害者が地域で暮らすための選択肢となるよう検討を進めていく必要があります。

また、居宅生活を支援する自立生活援助につきましては、制度当初より実績がない状況であり、今後、活用ができるよう検討する必要があります。

続きまして、墨字資料では10ページ、点字資料では41ページの中段になります。相談支援についてです。

計画相談支援の実績は着実に増加をしており、見込量を上回っております。しかし、令和5年3月末時点での利用率は37.5%にとどまっており、個別のケアマネジメントを必要とされる方に対して支援が行き渡っていない状況にあります。

ほかの自治体との比較におきましては、北摂において最下位、府内においても下から2番目という状況です。計画相談の普及状況や質は、障害者の地域生活の継続、重度障害者への支援体制、施設、病院からの地域生活移行。本人の状況に合わせた就労支援、あるいは防災など、各班の地域課題への取組に大きく影響を及ぼすものであり、速やかに改善を図るべきものと認識しております。

本市におきましては、令和3年度より、本市単独事業として、計画相談支援事業所開設等補助を実施しており、引き続き計画相談に従事する相談支援専門員の増加に向け取組を行うとともに、自立支援協議会との連携の下、相談支援の質の向上に取り組んでまいります。

続きまして、墨字資料で11ページ、点字資料では48ページの中段です。〔3〕相談支援体制の充実強化のための見込みと確保の方策につきましては、各項目とも進捗率が100%以上となっております。引き続き相談支援体制の充実及び強化を図るための取組を行ってまいります。

続きまして、墨字資料では13ページから17ページ、点字資料では54ページの中段から73ページにかけてです。地域生活支援事業に関する実績をお示ししております。

墨字資料では13ページ、点字資料の56ページ中段ですが、3番

事務局（角谷
主幹）

の相談支援事業につきましては、障害者相談支援事業の委託先について、10か所の見込量を確保し、今年度は14か所を見込んでおりますが、現行の10か所を維持することとしております。

計画相談支援の利用率が際立って低いこと、また、障害者相談支援事業の相談の大半が、サービス利用を主とした内容である状況を踏まえまして、障害者相談支援事業を含めた今後の相談支援体制の構築につきまして、様々な角度からの検討が必要と考えております。

そのほかの項目につきましては、おおむね見込量を上回る実績となっておりますが、この中で意思疎通支援事業につきましては、手話通訳者の欠員により派遣件数及び時間が減少しております。

障害福祉計画につきましては、以上です。

続きまして、障害児福祉計画につきましては、発達支援課から御説明させていただきます。

はい、発達支援課、角谷です。点字資料の75ページ、墨字資料18ページを確認ください。障害児福祉計画（第2期）の目標達成に向けた取組状況及び進捗状況についてです。

【1】成果目標につきましては、全ての項目において目標値に達しておりますが、引き続き充実を図る方向で評価しております。

なお、〔1〕児童発達支援センターにつきましては、福祉型と医療型が、令和6年度から一元化されるため、目標値の設定が変更となる可能性がございます。

次に【2】活動指標についてでございます。障害児通所支援については、点字資料83ページ、上から6行目、墨字資料20ページ中ほどの評価にもありますとおり、一部サービスでは、申請件数の増加に伴い利用者数が増加しております。

続きまして、点字資料84ページ下から5行目、墨字資料21ページ〔3〕の発達障害児等に対する支援につきましては、ペアレントトレーニング等については、参加者が増加しており、ピアサポート活動の参加人数については横ばいとなっております。御参考にピアサポート活動の参加者は、令和4年度では1回の講座で22名となっております。

最後に、点字資料86ページ下から9行目からの〔4〕地域生活支援事業（障害児通学支援）につきましては、事業の認知が広がったこ

事務局（濱田
参事）

とにより増加しております。以上です。

続きまして、児童福祉法の改正につきましては、発達支援課、濱田より御説明させていただきます。

発達支援課の濱田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

児童福祉法の改正に伴いまして、児童発達支援センターの役割が、あと機能ですね。これが強化されることとなりました。資料としましては、資料3でございます。

点字資料につきましては、資料3の点字資料1ページでございます。制度の現状について、まずお話ししないといけないと思います。大きく二つございます。主に未就学の障害児の発達支援を行う児童発達支援センターにつきましては、地域における中核的役割を果たすことが期待されておりますが、果たすべき機能や一般の児童発達支援事業所との役割分担が明確になっていない。

もう一つです。障害児通所支援については、平成24年の法改正において障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた給付体系をできる限り一元化しましたが、児童発達支援センターは、先ほど角谷が申し上げたとおりなんですが、福祉型と医療型、医療型は主に肢体不自由児を対象としているところなんですが、この二つに分かれたままで、障害種別による類型となっておるといところでございます。

資料3の点字資料2ページになります。こういうことを踏まえまして、今般の改正案の内容でございます。ここも大きく2点ございます。

1点目といたしまして、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な役割を担うこと、これを明確化していくということでございます。これに伴いまして、多様な障害のある子供や家庭環境等に困難を抱えた子供等に対しまして、適切な発達支援の提供につなげることとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図っていくということでございます。

中核的役割として明確化する具体的な役割機能の明示と、どういったものがあるのかというところで、ここからは資料3、点字資料の3ページになるんですが、大きく四つの役割機能のイメージを付加することになってまいりました。

まず一つ目といたしまして、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・

家族支援機能。

二つ目といたしまして、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、支援内容等の助言、あるいは援助機能ということでございます。

三つ目といたしまして、地域のインクルージョン推進の中核としての機能。

四つ目といたしまして、地域の障害児の発達支援の入り口としての相談機能。こういったことが役割機能のイメージとなっております。

大きな二つ目といたしましては、児童発達支援センターの類型ですね、先ほど申し上げた福祉型・医療型の一元化を行います。

これによりまして、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにしていくということでございます。

ここから資料の4ページ目になるんですけども、現行どんな形なのかというところでございます。児童発達支援というのは全国7,852か所ございます。こういった方を対象にしているかといいますと、全ての障害児。支援内容は福祉的な支援、この7,852か所のうち642か所が福祉型の児童発達支援センターとなっております。以外は、その他の児童発達支援事業所となっております。

対して医療型のほうなんですけども、これは医療型児童発達支援ということで肢体不自由児の方を対象としておりまして、福祉的支援に加えまして治療ですね、リハビリテーション、こういったことを行っていくということで、医療型の児童発達支援センターというものになります。これが95か所ございます。

続いて、資料3の点字資料5ページ目でございます。ではどうふうに変わったのかということでございます。

まず、児童発達支援と医療型の児童発達支援を一元化してしまいます。その上で、福祉型の児童発達支援センターと医療型の児童発達支援センターも一元化されることとなります。したがって、対象者は全ての障害児、支援内容は福祉的支援に加えて肢体不自由児の治療ということになってまいります。

この児童発達支援センター以外をその他の児童発達支援事業所とすることになりました。

一応参考のほうで申し上げておきますと、この箇所数というのは令

和2年10月時点のものになっております。児童発達支援は国保連データとなっております、ここからは資料3、点字資料の6ページになるんですが、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等の調べ、調査による箇所数でございます。

説明は以上です。

中西会長

はい、ありがとうございました。

それではただいまの説明についてですね、御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

太田委員どうぞ。

太田委員

1ページのですね、一番のところですね。地域移行のところについてなんですが、今後の茨木市の取組の参考までに紹介をさせていただいてお思います。実はですね、昨日、東大阪で地域移行に関する企画がありまして、参加をしてきました。パンジーメディアという知的障害者が発信する放送局が主催で、「大空へはばたこう～自立への挑戦」という映画上映とシンポジウムの企画だったんですが、内容としてはですね、大阪府立砂川厚生福祉センターという、これは入所施設なんですけれども、ここからグループホームに地域移行された強度行動障害のある方の事例とか、そういったことが取り上げられています。

ぜひ、茨木市でもまた、今後の参考にできるのではないかとということで紹介をさせていただいてお思います。

それとですね、シンポジウムのほうでは、全国育成会、この親の会なんですけれども、知的障害の親の会の会長さんが、シンポジストとして登壇されてたんですけれどもね。もともとこの入所施設というのは親の希望があって、できてきたというような歴史があるんですけれども。親御さんはね、どうしても入所施設を希望するという、今もね、そういうご意見はあると思うんですが、その親でもある会長さんが話をしていたのは、親は入所施設に入れて楽ができてよかったとは思ってないと。むしろ入れた自分をずっと責めているというようなお話がありました。もうどうしようもないから施設に入れるしかなかったということですね。

地域にしっかりと支援できる制度がないことが問題であるというふうなことが言われていたというのが印象的でした。今日も山口委員の

意見とかにも通じるところがあると思います。

もう一つですね、参考になるお話として聞いてきましたのが、この東大阪では、2022年から自立支援協議会の中にですね、地域生活移行プロジェクトを発足して、強度行動障害のある人も重度訪問介護を使った自立生活に取り組んでいるということをお聞きしました。こういうグループホームだけでなく、重度訪問介護を使った地域移行のモデルとして取り組んでいるということです。

ぜひね、こういうところも、また情報収集して、茨木市の自立支援協議会でも取り組んでいく参考にさせていただきたいというふうに思いました。

皆さんね、御承知のとおり、国連の障害者権利委員会からは、脱施設、脱施設化と、地域で暮らすための法整備や予算配分の見直しというのを、日本政府にね、求めているということがあります。世界的にはね、本当に入所施設がなくなっている国もあるんですね。日本でも、スウェーデンでは施設ができてから100年をね、なくなるまでにかかったと。日本では施設ができてから、まだ60年ですね。本当に下手をしたら、あと40年かかってしまうかもしれないですけども、やっぱりね、日本でも、こういった先進的に取り組んでいる国のことも参考にしながら、これはもちろん、茨木市だけでできることじゃないですし、やっぱり国がね、しっかり覚悟を決めるということが必要だとは思いますが。

時間はかかるかもしれないですけど、まずね、私たち、事業所も含めて、あるべき姿というのを、まずしっかり共有して、そこから少しずつでも進めていきたいというふうに思っています。私も取り組んでいきたいと思っていますので、また皆さんと一緒に取り組んでいかせてもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

はい、太田委員、ありがとうございます。

パンジーメディアは、すごい有名な障害者だけでやってるメディアで、地域移行含めて、そういう話ありがとうございました。

ほかに今の取組状況に関する御意見とかございますでしょうか。どうでしょうかはい。

多本委員。はい、どうぞ。

中西会長

多本委員

多本です。資料3のほうで、法改正が行われるということで説明をいただいたんですけども、具体的に茨木市の場合は、私が理解しているのは福祉型のほうがあけぼの学園で、医療型のほうが藍野療育園だと思っているんですけども、実際それが一元化されると、どういう、利用者さんとかに、どういうふうな影響があるというか、本当に、その二つが一緒になるのか、それとも並行して二つあるのか、ちょっとその辺が気になりますので。もし分かる範囲で結構ですので、今後どうなるのかというのをちょっと教えていただければありがたいです。

事務局（中島課長）

発達支援課の中島といいます。御質問ありがとうございます。

児童発達支援センターの児童福祉法の改正による機能強化というのが、結構重たいものでございまして、私どもも今後どうしていくべきかということ、あかね空さんたち、でんでん虫さんたち、そういう親御さんの会の御意見も頂きながら考えているところでございます。

ただですね、茨木市は、今、御紹介もいただいております、医療型の児童発達支援センター藍野療育園、福祉型の児童発達支援センターあけぼの学園という二つの児童発達支援センターがございまして。

役割分担をしながら、今まで取り組んできたといったところですので、ここに四つの機能が挙げられておりますが、既にあるというふうには認識しております。ですので、これからは、これらの機能のうち、どういう機能をより充実させていくかというところを焦点にして話し合っていくことになるかなというふうに考えております。

以上でございます。

多本委員

ありがとうございます。

今すぐに、それが、あけぼの学園と藍野療育園が一つになるとか、そういうことではなくて、それぞれ機能も持ちながら一体化、一体運営みたいな感じで思っておけばいいですか。

事務局（中島課長）

また、皆さんにも御報告できたと思うんですけども、今あるいろいろな機能を生かしながら、チームのような形で、それぞれの得意分野について、より連携をしながら高めていければというふうに考えておりますので、今それぞれ担っていることを、より充実させる方向で考えております。

多本委員
事務局（濱田
参事）

ありがとうございました。

今の頂いた御意見に少し付け加えさせていただきますと、茨木市内には藍野さんと、あけぼのとがございますので、それを一つになさるのかというのもお聞きになられてたんじゃないかと思えます。今、中島課長のほうからもありましたとおり、いろいろないところを残しつつやっていけたらなと思っておりますので、じゃああけぼのに明日から医療の方がいきなり来ますよと言われても、多分あけぼの自体、すぐには受け入れ難しいと思えますし、藍野さんにも、その逆もしかりなのかなと思えますので、当面の間、二つが一つになるということはないのかなというふうには思っております。はい。

中西会長

ありがとうございます。

ほかに御意見とかないですか。

はい。山口委員、どうぞ。

山口委員

福祉施設入所者の地域移行のところなんですけど、私、事前意見で、ちょっとお伝えさせていただいたところで、知的の方、精神の方、進まない要因はということで、知的、精神の方に限らずなんですけど、私も相談支援をやりながら、ふだんちょっと本人さん、親子さんとお話、将来のことについてお話をするとき、そろそろグループホームとかを考えなあかんかなというような回答、回答というか、ことがほとんどで、その地域で、例えば独り暮らしができるとか、そういったことを選択肢というのを御存じゃない方がとても多いなという印象です。なので、ここで書かれてあるような、ほかの訪問系サービスで充足される事例、割合が高いというのは本当に、そうなのかどうかというところを、もう一度考えないといけないのかなというふうに思っております。

なので、重度訪問介護の運用だとか、支給決定において我々も、なかなか市の方と支給決定についてお話しするとき、この認識の部分というか、特に見守りという部分が認められていると我々は認識しているという訪問介護が実際、実際の介護の場面の分しか、ちょっと支給決定が出ないとかというようなところの認識のあたりであるとか、我々もすごい、その辺でのやりとりが、結構しんどい部分であったりするんで、我々もちょっと、そういう選択肢があるよということを、ともすれば提示ができてないのかなと思ってしまったり、ちょっと反

省しないといけない部分があるのかなとも思ったりするところで、もう一度、そういう暮らし、将来の暮らしにおける選択性というところを、もう少し考えていけたらいいのかなというふうに思っています。

以上です。

中西会長

はい、ありがとうございます。

そうですね、今の選択肢が本当に、なんかそういうお話があります。追い詰められて、ここしかないというよりは、極力いろんな選択肢が持てる方向で考えたらと思いますけれども、はい、太田委員、どうぞ。

太田委員

はい、今のね、山口委員のお話にも関連してくるところで、この墨字で6ページのところです。訪問系サービスのところで重度訪問介護というところになるんですけれども、この評価としてですけれども、利用者数減少しているものの、一人当たりの利用時間は増加しているというふうに評価をされてるんですが。

特にもう重度訪問介護についてはね、時間数自体が減少してきているということがあります。なので、その辺りをどうね、取組を進めていくのかということを考えないと、見込量として5人というふうに増やして取り組んでいこうという話になっていたんですが、逆に知的障害のところでは減ってるというようなこととかありますし、身体障害のほうでも、私の友人にね、重度訪問介護を使って自立生活されてきた方、多くいるんですけれども、本当にお亡くなりになった方とかね、この間もいますし、恐らくこのままだと減っていくだろうなというふうに感じています。

あまりこれがね、積極的に取り組まれているというような話が聞こえてきていないので、その辺りでは、先ほどもお話しました東大阪の自立支援協議会でのモデル的な取組とか、そういったことも検討してもらいたいと思いますし、地域移行のパンフレットとか見たらね、本当に希望したら、自立生活できるというふうに見えてしまうんですけど、現実には本当に、なかなか支給決定がされない。場合によってされても、支給決定の時間数は不足しているというのが現実なんです。そういったところで、身体障害の人たちは自分自身がね、市役所の人と話し合い、交渉して時間を伸ばしてきたりというようなことがあるんですけれども、そうできない人は、なかなかこれは利用できないというようなことになっていますので、その辺りをしっかりと自立支援協議会で仕組みをつくっていただきたいなというふうに思いま

中西会長

す。

よろしく申し上げます。

ありがとうございます。

今の太田委員、何か、事務局としては特にはないですか。

何かご意見とか、どうですか。

事務局（井上課長）

障害福祉課の井上です。御意見ありがとうございます。

重度訪問介護につきましては、こちらに記載しているとおり、一人当たりの利用時間増加していますということですが、こちらは個別のニーズに応じて支給決定しており、利用者が、どうしても継続してサービスを使っていかれる中で、さらに重度化していく、高齢化が進んでいくというような状況がありますので、ニーズに合わせて、私どものほうでも、その変化に応じて支給決定を行っていく中でそうなっている、ということございます。

あくまでも支給決定の内容というのは、個々のニーズの内容を拝見した上で、居宅介護がニーズに沿っていれば、そちらで決定させていただきますし、重度訪問介護に沿っているということでは、そういう支給決定をするということで、市が恣意的に特定のサービス種別へ誘導する、特定のサービスに誘導しないという、そういうやり方をしているわけではなくて、あくまでも個別に勘案をして支給決定をしているということで御理解願えればと思います。

また、支給決定に当たっては勘案事項の一つとして、地域の社会資源の状況も勘案するということになっています。私ども様々な支給決定を行う中で、ここの時間帯、これぐらいの時間、サービスを使いたいということがあっても、実態的にはなかなか、社会資源の状況として、いろいろ交渉しても、ヘルパーさんが確保できないというようなこともあって希望どおり確保できない、あるいは、ヘルパーが確保できず長時間見守りができない、という状況下では、やむを得ずほかの訪問サービスでニーズ充足を検討するというようなことを一つ一つおこなっています。

ですので、本人のニーズと、その社会の地域資源の状況ということとを合わせた上で、こちらも支給決定したはいいけれども、実際ここに入れるヘルパーさんが誰もいないですよという状態では、支給決定をなかなかしにくい部分もありますので、その辺も勘案しながら支給決

中西会長
太田委員

定をしているというような仕組みになってございます。

以上です。

はい、太田委員、どうぞ。

はい、ありがとうございます。

確かに井上課長がね、おっしゃるように、人材の確保というのはすごく難しいところがありますし、人によっては支給決定が出ているけれども、ヘルパーが確保できないというような状況もあるのは、そのとおりだと知っているんですが、やっぱりですね、事業所がしっかりと、そこで支援をするには、まず、必要な支給決定時間が全て認められるということがないと、事業所はね、多くの事業所は参入しないんですね。

私たちなんかは昔からやっていますので、不足時間があつたとしても、それは含めて、その方の生活を支援するということで、市役所と一緒に、これまで取り組んできてますので、そういう形でやりますけれども、多くの事業所が、やっぱりそこに入ってこようと思うと、まずは支給決定が必要なだけ認められる。

支給決定が出ないけど、そこにヘルパーがいないといけないというような状態では、多くの事業所は、それはできませんとなってしまいますね。だから、まずは支給決定をしっかりとさせていただく、それがあれば事業所も、多くの事業所が参入してくると思いますので、そういったところをお願いしたいなと思います。

人材確保のことについては、これは本当に難しいところで、一緒にね、また考えていってほしいなと思ってます。

中西会長

はい、ありがとうございました。

そうですね、人材の問題とか、支給決定、複雑な事情も多分絡んでくると思いますので、その辺り、現場サイドでね、決定裁量含めて議論してきたと思います。

どうでしょうかね、ほかに、この報告に関して質疑とかありますでしょうか。どうでしょうか。

富澤委員、どうぞ。

富澤委員

はい、富澤です。今の、その現場の実態のところのお話というところについてはちょっと私、十分に把握してなかったの、言及しにくい部分はあるんですけども、ちょっと全体的に皆様おっしゃっている

話とかも聞きながらちょっと感じたことなんですけども。

今回、この今の議題は実績、取組状況についてという議題だったかと思うんですけども、それに対しての評価ということが、それぞれの項目について記載されていたかと思います。

その中で、項目にもよりますけども、当然この間、昨年度ということであれば、やはり様々な場面で、まさに、この新型コロナウイルス感染症による影響ということで、それによって、例えば十分にサービスが利用できなかったとか、また、その状況を踏まえて、今年度再び増加していく可能性があるというふうな表現とかもあるというところを見ていくと、すみません、ちょっと各項目にということではないんですけども、総じてですけども、やはりいわゆる、先ほど支給決定というお話もありましたけども、やはり非常に一定、障害者の方のニーズに沿った事業を展開していくとなると、一定量は支給量も増加していくったりとか、一定の支給額ということも、ある程度やはり構造化していくということが想定されるというふうに考えるのが、細かいことはいろいろあるとは思うんですけども、そうやっていくのかなと感じます。

一方で、これまで、ちょっと気になってた点として、いわゆる質の部分ですよね。墨字資料5ページの障害福祉サービスの質の向上というところで、質の向上については多様な観点があるかと思います。どうしてもこの部分では、これまでの請求であったりとかで、不適切事案とかあったかと思うので、そこが中心になって、質の話になってしまってるような気がするんですけども。ただでも、これはどちらかの議論ということではなくて、実際に、ちょっと請求とかについてはきちんと審査するという事は、これは当然のことでもあるんですけど、その部分をきちんとするという事と。あとでも、やはり必要なものについては、やはり支給決定をしていくというふうなところを適切に、支給決定していくという両面のところで、やはり進めていっていただきたいと思います。

特にお金に関する話もあると思うので、非常に難しいこととは承知しつつ発言しておりますけども、なかなかちょっと、このあたりはある一定の拡大とか、増加というふうなことも想定されるというふうなことの認識は一定必要なのかなというふうに思いました。

中西会長

事務局（井上
課長）

特に意見です。

いいですか。はい。

なにか事務局これに関して。

障害福祉課の井上です。御意見ありがとうございます。

地域生活支援事業を除いて、障害福祉サービスのベースでいきますと、大体毎年3億円ずつ増加をしているというような状況で、あと支給決定者数というのも右肩上がりにならずに正比例で増えていっています。その内訳となりますと、より給付費が伸びているサービス、それほど伸びてないサービス、いろいろなものが組み合わさって、結果としては、大体全体が年間3億円程度ずつ伸びている。今年度に関しては予算額で60億円を少し超えているというような状況で見ていると、こういう状況です。

先ほどのお話にもございましたけれども、そのサービスの種別によっては外部環境などの影響で伸びづらいものもあれば、外部環境にかかわらず伸びていくものもあれば、外部環境の影響を受けて伸びるサービスもあるということで、多数サービス種類がありますので、その一つ一つの見込量としては、「全体としては伸びているのに、これはそんなに伸びてない」とか、「これは込量よりも大幅に増えてる」というのは、当然サービスの種類によって違いは出てこようかと思えます。

総じて、客観的な数字としては、私どもも、この増加の状況というものも当然把握していますから、このような状況は続いていくだろうと見ています。

今、本当に、もうまさに中学の数学で扱うくらい正確な正比例で伸びていっているというような状況があり、そのトレンドが、どこで変わっていくのかは常に注視をしているという状況でございます。

中西会長

ありがとうございました。

はい、ではですね、ちょっと時間のほうもちょっと若干押しておりますので、すみません。よろしいでしょうかね。

議題の3のほうにいたらなと思えます。

「茨木市の保健福祉に関するアンケート調査」ということで、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思えます。

事務局（谷口
係長）

障害福祉課谷口です。

お手元の資料4に沿って、障害者施策に関する第5次長期計画、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）の策定に係る茨木市の保健福祉に関するアンケート調査の結果につきまして御説明をいたします。

このアンケートは、令和4年10月に次期計画の策定に当たり、障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるための基礎資料を得ることを目的として実施いたしました。

調査項目につきましては、墨字資料の3ページ、点字資料は2ページ以降にお示しをしております。

なお、お手元の資料ですが、アンケートの調査結果のうち次期長期計画に関わる項目を中心に抜粋をしたものです。

報告書の全体版につきましては、後日、本市ホームページへ掲載をする予定にしております。

次に、墨字資料の9ページ、点字資料では17ページ中段では、アンケートの対象・調査方法及び回収結果についてです。

アンケートは、4種類の調査票により調査を実施いたしました。各調査の種類と対象ですが、一つ目に障害者手帳の交付を受けている市民の方を対象に無作為に抽出した1,800人、二つ目に精神科病院に入院されている市民の方を対象に300人、三つ目に市内の就労支援事業所に通っておられる市民の方を対象に無作為に抽出した400人、四つ目に障害児通所支援等を利用中のお子さんから無作為に抽出した500人に対しまして、郵送もしくは直接の方法で調査票を配布し、郵送もしくは直接の回答のほか、今回は初めてインターネットによる方法を使いまして、御回答いただきました。

次に、有効回答率ですが、それぞれ、障害者手帳所持者への調査は59.7%、このうちインターネット回答は19.1%、精神科病院入院者への調査は17.3%、ネット回答はありませんでした。

就労支援事業所の利用者への調査につきましては67.8%、うちインターネット回答は10.7%、障害児通所支援等を利用している方への調査につきましては65.6%、うちインターネット回答は41%でした。

なお、精神科病院に入院をしていらっしゃる方への調査につきましては、回答率が低く、対象全体の傾向を反映しているとは評価ができないため、本日のお手元の資料からは割愛いたしまして、全体版において参考資料として取り扱わせていただいております。

続きまして、各調査項目の結果につきまして順に御報告いたします。

まず、障害者手帳所持者への調査についてです。墨字資料は12ページ、点字資料が22ページからですが、地域での暮らし方やふだんの生活についての質問であり、こちらでは地域生活の継続や地域生活の移行に関わる項目です。

問11、同居家族については、親が52%と最も多く、配偶者、兄弟姉妹が続いております。

続いて、問12、現在の生活場所については、自宅で家族と一緒に生活が76%と最も多く、次いで自宅で1人で生活が多くなっております。

次の問12-1、自宅やグループホーム等で生活するために必要なものについては、自宅、グループホーム等で生活している方の回答は、安心して住み続けられる家がある、生活するのに必要な収入がある、食事の心配をしなくていいが上位ですが、病院に入院、または施設に入所している方の回答は、医療的ケアが受けられる、日中や夜間の介護や見守りを頼める人がいる、食事の心配をしなくていいが上位になっており、傾向に違いがございます。

次の問13、10年後の生活場所については、自宅で家族と一緒に生活が最も多い回答ですが、障害種別ごとに見ますと、身体障害者及び精神障害者は、サービス付高齢者住宅や有料老人ホームが選択肢として上がっております。

次に、墨字資料は15ページ、点字資料は32ページの下段から、こちらは外出や社会参加の状況についての質問です。

問15-1、ふだん外出をしている方の外出の目的については、買物や銀行、郵便局、散髪など、日常生活上の用事が最も多くなっております。

そのほか、障害者文化芸術推進法の施行を背景に追加いたしました項目の文化・芸術の鑑賞が7.2%、創作活動や発表が1.7%となっております。

次に、墨字資料は16ページ、点字資料は36ページの中ほどですが、情報入手やコミュニケーションの状況についての質問です。この項目分は障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の施行を踏まえまして、充実させております。

問18、インターネットの利用状況について、スマートフォンなど、何らかの方法で利用している方が多いものの、25.6%の方が利用していないと回答しています。

続けて、インターネットを利用していない方に対する問いとして、問18-1、利用していない理由は、使い方が分からないと回答した方が最も多く、続く問18-2 どんな支援があれば、インターネットや情報通信機器を利用したいかという問いに対しては、個別に使い方や使い道を相談したり教えてくれる支援という回答が最も多くなっています。

続く、問19、日々の生活に必要な情報の入手先については、テレビと回答した方が全体の77.1%と最も多く、スマートフォンなどのアプリケーション、ツイッターやフェイスブックなどのSNSといったインターネットを介したものは、合わせて68.7%に上りました。

一方、次の問20、市が提供する情報の入手先としましては、市の広報誌やパンフレットが45.6%と最も多く、次いで家族、友人、知人が32.9%であり、市のホームページ、SNSなど、インターネットによるものは合わせて24%にとどまりました。

次の問21、市が提供する情報の提供状況については、できていると思うと回答した方が全体の41.3%で、障害種別ごとに見ましても、できていないと思うと回答した方が過半数を占めております。

次の問21-1です。市は十分な情報提供ができていないと思う方にどのような情報提供を望むか尋ねたところ、上位三つは、もっと分かりやすい情報を提供してほしい、情報がすぐに入手できるようにしてほしい、情報提供の手段をもっと増やしてほしいでした。

問22です。市が提供する情報をどのような手段での提供を希望するかにつきまして、上位三つは、広報誌、地域の回覧板、掲示、チラシのポスト投函、ホームページでございました。

次に、墨字資料の20ページ、点字資料は49ページからですが、

相談などについての質問項目です。

問26、生活上困ったことなどについて相談したいと思った際、まずどの機関に相談するかにつきましては、市役所が最も多く、問27、障害者相談支援事業所の利用・認知状況につきましては、知らないが最も多い結果となっております。

問27-2では障害者相談支援事業所を知っているが、利用したことはないという方が、利用したことがない理由につきまして何をしてくれるところか分からない、どんな相談をしていいのか分からないが多く、問28、利用しやすい相談機関については、一つの相談窓口で、何でも相談できることが最も多く、次いで、年齢、性別を問わず相談できることが多くなっております。

次の墨字資料22ページから、点字資料を57ページ下段からは就労についての質問です。

問30、就労形態については、一般就労が正規・非正規を合わせて30.5%、通所施設が9.5%、働いていない方が56.2%でした。

障害種別では、身体障害者は正規社員、知的障害者は通所施設、精神障害者はパート・アルバイトでの働き方が多い結果となりました。

問30-3です。働いている方の今の職場での勤務年数ですが、5年以上について、身体障害者が66.5%、知的障害者が53.2%と、いずれも過半数であるのに対し、精神障害者では27.9%と、特に少ない割合になっています。

問30-4、働いている方の月収を障害者別ごとに見ますと身体障害者では20万円以上が最も多いですが、知的障害者・精神障害者では5万円未満が最も多い結果となりました。

15万円以上の収入を得ている方は、身体障害者で52.6%、知的障害者が11.4%、精神障害者が28.7%となっております。

続いて、問30-5、働く中で困っていることについて、給料が少ないが34.7%で、ほかの項目に比べて特に高い割合となっております。

問31では18歳以上65歳未満で働いていない方に、働いていない理由について尋ねたところ自分の障害の状態では働けないと思うから、働く自信がないからという理由が多く挙がりました。

次の問32、現在働いていない方の5割程度が今後の就労意向をお

持ちでした。

問33働くことに対して望むことは、障害に合った仕事を増やしてほしい、職場内の人に自分を理解してほしい、職場を障害者も働きやすい環境に整えてほしいという回答が多くなっております。

次に、墨字資料29ページ、点字資料は75ページ下段からですが、障害者に対する市民の理解、権利擁護に関する質問です。

問40、差別や偏見・疎外感を感じるにつまましては、仕事や収入、町なかでの人の視線の回答割合が多くなっています。

問44、障害者への理解を深めるために最も力を入れるべきことについては、小中学校での福祉教育の充実が最も多くなっています。

問45、今後の障害者施策に望むことはいつでも何でも相談できたり、サービス調整してくれる窓口を用意してほしい、自立した日常生活や社会生活ができるために力を伸ばせるような支援を充実してほしい、障害に対する周りの人の理解を深めてほしいが多くなっています。

次に、墨字資料の31ページ、点字資料は83ページの中段から、こちらは災害時の避難等に関する質問です。

問48、災害時に1人で避難できるかについて障害種別ごとに見ますと、身体障害者では35.1%、知的障害者では57.3%、精神障害者では18.4%の方が、1人で避難できないと回答しています。

問49、近くに助けてくれる人がいるかについては、助けてくれる人はいないが最も多くなっています。

問49-1では近くに助けてくれる人がいない人に対し、近所の人に支援してほしいか尋ねたところ、支援してほしいが多くなっています。

次に、墨字資料の33ページ、点字資料では92ページは介助者、または介護者の状況についての質問です。

問51、主な介助者は配偶者の親を含む親が最も多く、次いで介助者、または介護者はいないが多くなっております。

また、主な介助者として未成年の子という回答が0.5%あり、ヤングケアラーである見込みが強いと考えられます。

問51-1、主な介助者の年齢については、50歳代以上が合わせて69.6%に上ります。

次に、墨字資料の35ページから、点字資料96ページからは就労支援事業所の利用者への調査です。

問9、一般就労への就労意向については、就労したいが49.1%、就労したくないが48%と拮抗しました。

事務局（角谷
主幹）

問10、就労したいと回答した人が、1週間のうちどのくらい働きたいかについては、全体で見ると、週30時間以上と週11時間以上、週29時間以下が、おおむね同程度となっています。

問11、就労したいと回答した方が、障害者が就労する上で必要な環境だと考えていることのうち、回答が多かったのは、上司や同僚が相談に乗ったり、仕事のサポートをしてくれる、それぞれの障害特性に合わせた仕事を与えてくれる、勤務時間や勤務日数を調整できる。自立した生活を送るために十分な賃金が支給されるでした。

また、就職後も電話や職場に来て相談に乗ったり、働き続けられるよう職場と話し合ってくれる人がいるがそれに続く割合となっており、通所施設では、就労後も定着支援を望む方が多いと見受けられます。

問14です。就労したくないと回答した方が、就労したくない理由は自分の障害や健康状態では難しいと思っているが最も多く、次いで職場の人間関係が不安、自分に合う仕事が見つからないの割合が多くなっております。

障害福祉課からの説明は以上です。

障害児通所支援等を利用されている方に対する調査につきまして、発達支援課から御説明いたします。

発達支援課の角谷です。

続きまして、障害児通所支援利用者への調査について御報告させていただきます。

点字資料107ページ上から3行目、墨字資料41ページから対象者の属性に関する項目です。

(2) アンケートの記入者については、母親が82.9%と最も多く、次いで父親が多くなっています。

続きまして、(3) 子どもの年齢につきましては、4歳から6歳が34.8%で最も多く、次いで7歳から9歳、10歳から12歳が続きます。

(5) 子どもの所属先については、小学校の支援学級が28.7%で最も多く、特別支援学校、幼稚園（私立）が続きます。

点字資料110ページ下から2行目、墨字資料43ページからは、相談についての項目です。

(2) 気軽に相談できる相手や場所としては、配偶者が76.4%で最も多く、次いで、御自身や配偶者の親、そのほか家族、親戚、次いで友人や知人が多くなっております。

点字資料113ページ下から1行目、墨字資料44ページからは、通所サービス等の利用についての項目です。

(1) 現在利用しているサービスについては、放課後等デイサービスが56.4%と最も多く、次いで児童発達支援となっております。

また、1か月当たりの実際の利用日数については、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスでは、一月当たり3日から5日が最も多く、次いで放課後等デイサービスでは10日から19日が多くなっています。

また、保育所等訪問支援では、1か月当たり1日から2日が最も多くなっています。

(2) 今後利用したいサービスとしましては、放課後等デイサービスの54.1%が最も多く、次いで児童発達支援、障害児相談支援となっております。

(5) 通所サービス等の利用日、利用時間については、通所サービス等を利用している曜日については、水曜日が35.4%と最も多く、次いで木曜日、火曜日となっております。

通所サービス等を利用している時間については1時間以上2時間未満が32.8%で最も多く、次いで2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満となっております。

最後に点字資料120ページ下から8行目、墨字資料47ページからは、子育て支援や障害福祉サービス等についての項目です。

(2) いばらきっ子ファイルの活用状況については、いばらきっ子ファイルを知っていると回答された方に、どのように活用する予定かについて尋ねたところ、持っているが活用していないが47.6%で最も多く、次いで学校や園に子供の特性を理解してもらう。新しくサポートを受ける際、支援者に子供の特性を理解してもらうが続いております。

(3) いばらきっ子ファイルを活用していない理由としては、いばらきっ子ファイルを持っているが活用していないと回答された方に、その理由について尋ねたところ、提示を求められないことがないが79.1%で最も多く、次いで、何に活用できるか分からない、記載項目が多いとなっております。

(5) 話合いや情報共有等の状況については、子供の支援のための話合いや情報共有等については、保護者と所属先では、1か月から3か月に1回程度が33.2%で最も多く、保護者と利用しているサービス事業所とでは、半月に1回程度が35.7%で最も多く、所属先と利用しているサービス事業所では「なし」が59.1%で最も多くなっております。

以上です。

中西会長	<p>はい、ありがとうございました。 丁寧な報告していただきありがとうございます。 そうしましたら、今、茨木市の保健福祉に関するアンケート調査の報告を受けてですね、委員の皆様からですね、何か御意見とか御質問等がございましたらお受けしたいと思います。どうでしょうか。</p>
宮林委員	<p>はい、宮林委員、どうぞ。 さっきの取組状況のところでも出てきたと思うんですけども、その相談支援サービスに関する事で、相談支援事業の存在を知っている人とか利用している人も含めて、とても少ないなど。</p>
事務局（名越主幹）	<p>その割に市役所に直接相談する人が多いというのは、これはなぜだというふうに評価されていますか。 はい、福祉総合相談課、名越と申します。 今、委員お尋ねの件が、相談支援事業所の周知、認知状況というところになるかと思えますけれども。なかなか、周知は行っているんですけども、なかなかそれが広まっていない、認知が進んでいないというところが現状かなと思えます。</p>
宮林委員	<p>なので周知方法につきまして、また改めて、どのようにするのが効果的かどうかというのは検討していきたいなというふうに思っております。 以上です。 その障害種別や、その特性や程度によって、その障害者相談支援事業所のできる事というか、されてる役割との兼ね合いがマッチするかどうかというのも大きな要因かなと思うんです。 どうしても、事業所によって知的障害者の支援が得意というか、特にメインでされてるところとか、身体障害者の、その介護に関する事をされてるところとか、何となく事業所の名前であるとか、地域であるとか、いろんな特性で、もうほかのことは相談しても、ちゃんと相談に乗ってもらえるかどうか心配というのもあるでしょうし、結局なんやかんや言うたって市役所行ったほうが早いやんかみたいなのところもひょっとしたらあるのかなと。 そんな中で、市役所に来なくてもいいようなシステムと言われても、ちょっとピンとこないなと私は感じましたし、じゃあ私自身が、これからどこに相談に行くかといったら、私も多分、市役所に行くのかなと、正直思っています。でも、それは、どうなのかな、せっかくたくさ</p>

事務局（井上課長）

んそういう相談支援事業所があるのにもったいないなと、それとも今ぐらいのキャパの利用で、目いっぱいなのかなと思う。そのあたりのそのバランス感覚というか、状況がもう一つ、この数字だけでは分からないんですよ。

だから、その数字だけで、例えば、もっと周知するように徹底しますとか、努力しますとかいうことではなくて、どういう実態で、そうなっているのかということ、障害福祉課として、どのように理解されているのかということ、私には聞きたかったんです。

障害福祉課です。

先ほどのデータの中では、障害種別ごとの部分については触れなかったのですが、相談支援事業所の認知状況や、相談へ行くのに、どこに行くのかというグラフにおいては、いずれも知的障害者の方がかなり相談支援事業所を使っておられる、知っておられるという状況にあります。

これは恐らく支援学校を通じて知られているのではないのかと思います。精神と身体の方に関してはひょっとすると、窓口で手帳の交付を受けるときなどに、「障害福祉の手引き」で説明はさせていただきます。困ったら、こういうところがあります、皆様の身近な地域、身近な圏域に相談支援事業所ありますという説明を聞いて、いざ困ったときには、存在を忘れてしまっているというところもあるのかもしれない。

ですので、恐らく知的の方に関しては、関わっている機関を通じて、どんなことをやってくれるのだろうかということについて日常的に情報を聞いているのではないかと考えています。アンケート回答の中にも、何をしてくれるか分からない、どんなところか分からないというお答えもかなりあって、そういうことを伝えてくれる関係機関があることによって、恐らく知的障害の方については認知度が高いのかというふうには思っています。

ですので、まず、障害のある方が最初にアクセスされるのは、やっぱり多くは市役所だと思います。障害者手帳を交付しますので。そのときに、できるだけたくさんの情報をお伝えする。何かあったときには、ここに情報があるということ、できるだけ、その手帳をお渡しするという短い時間の中に、もうそこには、私どももすごく努力をいたしております。

その後です。その後どういうふうに、障害のある方が困ったタイミングを捉えていくかというようなことに関しては、データを拝見していると、障害のある方の市の情報の取り口としては、広報誌を一番頼りにされているというのが、この数字の中から見えてきます。

その次には、その地域の回覧などを頼りにされてるということが数字の中から見えてまいります。

そうになりましたら、この広報をどのように活用していくのかというのが一つ考えるべきことでしょうし、地区保健福祉センターが取り組んでいるような、その地域との関わりの中で、その地域の中にいかに発信していくか、今は自治会に入っておられないマンション等も多数あるので、なかなか難しい部分あるんでしょうけれども、その数字からは見えないという部分もありつつも、やはり数字からも見えてくる部分もありますので、我々としては、一筋縄でできるといいますか、これをやれば必ず変わるという、恐らく一つの方法で特効性のあるものというのではないと思うので、こういったデータを参考にしながら、どんな特性の方に、どんな情報提供の仕方がいいだろうかということを検討しています。その中で一つ有力なものというのが、やはりインターネットを通じたものと考えておきまして、障害のある方もデータ上は、一般的な情報収集はインターネットを介してされているという方が既に7割いらっしゃる。

一方で、市の情報は、インターネットから取る情報は少ないというような、ここのギャップは何だろう、ということであるとか、考えるべき部分、示唆というのはかなりあるのと思っていますので、今回のアンケートの結果も参考に、私どもとしても効果的な周知の仕方等については検討してまいりたいと思っています。

はい、そうですね。

一つの数字ばかりじゃなくて、いろんな他方面のデータを合わせた、交差したりとか、いろいろ合わせて見えてくるものとかもあると思うんですね、この辺は大学の先生とかお得意な分野ではないかなと思うので、御意見聞かせてほしいなと思うのと。

もう一つ、実際、相談支援事業所、ここにも横にもいる。やっていらっしゃる方で、この数字のことについて、どう感じられているか、ちょっと聞きたいんですけど。

宮林委員

中西会長
富澤委員

はい、富澤委員。

細かいところを言い出すとね、切りはないと思うのでちょっと、資料も全部出てるわけではないので、属性の部分がちょっと今回、資料のところには入っていないので、先ほど宮林委員も御指摘のとおり、各項目について、それぞれ照らし合わせてほしいというふうなところは、確かに、それを見ていくことで出てくるのかなというふうに私も感じています。

特に今回、墨字資料のほうの一番最初の3ページ、4ページ、5ページ、6ページと、調査項目の一覧ということがありますけども、それが全て、先ほどの報告の中でされてるわけではないというふうなことを、まずしっかり確認しておかないといけませんし、あと、それぞれのちょっと細かい点は、今後見ていっていただきたいなというところが、全体の感想とさせていただきます。

それと、これも今後、やはりどう捉えていくのかということ、先ほどの回答の中にもあったんですけども、やはり障害によって、障害種別によって、いろんな回答の仕方があったりとかということもあると思うんですけども、そもそも特に、この身体・精神障害者調査の結果については、これ手帳所持者のうち、1,800人は全ての所持者に送ってるんですよ。

ごめんなさい。

無作為抽出です。

事務局（井上
課長）

富澤委員

無作為抽出で1,800人ですので、そのうちの、非常に反応がよかったものが1,000人というふうなところでもあるので、当然このあたりのところに、やはり先ほどもおっしゃっていた、例えばやはりこうやって情報に反応してくださる方という方もいらっしゃれば、やはり日頃からあまりサービスとか利用されていなかったりとかということで、そもそも、御自身が手帳を所持されていることに対してもやっぱりいろんな思いがあるのかなというところはあるかと思えます。なので、そういったちょっと、ぜひですね、細かい、様々なちょっと属性の項目とかも丁寧に照らし合わせて見ていくことで、より様々な今後の施策ということが、より具体的に見えてくるのではないかなというふうに思います。

宮林委員

すみません。ちょっと答えになってないかもしれませんが。

ありがとうございます。私が思うのは、その細かい数字、これだけたくさん資料、私読むのがとても大変で、今の会も、とにかく紙をめくるので精いっぱいという、そういう状況の中なので、それを分析された方が、このアンケートで何が見えてくるのかというところをもう少しね、細かく分析して評価というか、こういう方向性に向かって今後、議論が必要だとかね、そういうふうなことをね、言ってほしいなと、正直感じたんです。

こういうことが問題ですよとか、これはこういう意味ですよとか、そういう具体的な説明、もう資料をとにかく追うばかりで、何も頭に入ってこないという。とてもちょっと残念だなと思うし。

例えば、属性とか、そういうのが入ってないから、例えば、このアンケートの回答で、視覚障害者の方は何人いらっしゃったのかなとか、私思ってしまうんですね。というのは、そういうインターネットとかで情報入手が困難な人がとても多いですからね、そういうアンケート調査で出てこないニーズというのもあるので、今後この障害者福祉計画を立てるときに、そういう、なかなか調査で出てこない分野の属性のいろんな方のニーズをやっぱり一番詳しく分かっておられるのは、障害福祉課だと私は思っています。相談支援センターの人には申し訳ないんですけど。だから、そのあたりもうちょっとね、詳しく資料の分析説明をね、今後していただきたいなというふうに希望します。

それから先ほどの私が聞いてたことに対して、すみません、お願いします。

山口委員

障害者相談支援事業所の周知とか、あまり知られてないとか、利用したことがない理由についてというところですかね。はい。

そうですね、それ私がね、日頃携わってるのは計画相談だけになりますので、それはサービスを利用してる方が対象にはなるんですけど、まあまあ日々、障害者相談支援事業所、いわゆる委託の事業者さんとも関わることが多いので、感じていることと言えば、恐らく相談、困ったらどこに行くかという、市役所が一番多いということに関しては、手続的な部分とかで、やっぱり行ったほうが早いんじゃないかなとかいう、委託の事業所さんに相談しても、結局は市役所のほうとちよっ

と連携取りながら進めていくというようなね、やっぱりサービス業の相談が多いということでは、そういったことが多々あると思うので、やっぱり行ったほうが早いかなと思われる方が多いんじゃないかなというふうに思うのと。

やっぱりここにアンケートにも上がってるように、何をしてくれるところか分からないとか、どんな相談していいのか分からないというところが多いことに関しては、恐らく周知なのかな。

行ったらどんな人おるんやろとか、どんな人おるか分からへんとか、一覧とかはあるんですけど、どこにどんな事業所があるというのはね、やっぱり情報では入ってくるんですけど、そこにね、男性の方がおるのかとか、女性の方がおるのか、何人おるのか、どんな人なのかとかいうのが、ちょっとその辺ではちょっと分かりにくい。地域はここですよと決められてて、なかなか選ぶこともできないというところの分かりにくさというのが多いんじゃないかな。

あとは各事業所さん、やっぱり地域からいろんな相談が上がってくるので結構カツカツで業務をされてることが多くて、忙し過ぎへんかなとか。私なんかもね、忙しそうやからと言われること多いんですけど。そこら辺、反省点かなと思うんですけど。そういったちょっとイメージとかもあったりするのかなというところがあります。

なので、周知の部分とかね、もっと図っていったらいいのかなというのは、それこそね、個人的なY o u T u b eとかで、動画配信とかね、どこの事業所には、こんな方がいますとか、あとは、もうかなり前になるんですけど、市内の相談支援事業所のパンフレットを作ったことがあって、その頃からカラーの冊子を作ったんですけども、そのときで、もう止まっているので、更新されてないので、そういったことで、また作って啓発していくということも一つ方法としては考えられるかなというふうに思います。

はい、以上です。

ごめんなさい。ということは、今でもね、目いっぱいだから、この数字ある意味、当然な数字になっているのかなとかね、思ってしまうんですよね。これ以上、地域の相談支援センターに相談しようと思ったら、もっと数を増やすのがいいのか、何なのかというところ辺、将来どうしていったらいいのかということは、これからの目標の数値にも

宮林委員

中西会長
高田委員

出てくる問題じゃないかなと。

事業所増やしても、人がいなかったらしょうがないわけですので、そういうトータル的な考え方を持って、今後、計画立てるときには進めていかないといけない問題かなと。いわゆるその計画相談というのも大阪府で後ろから2番目とかということも聞きました。

私も計画相談に乗っていない人間です。これから、まだね、自分で考えられて、それなりにできることはあるんですけど、年とともにだんだんしんどくなってきてるとかいうこともあるので、そういう相談支援はとても実感として湧いてきているので、そういう今、言っておられたことを重要な課題と認識して、今後、取り組んでいけたらなというふうには思っています。

すみません。長い時間とってありがとうございました。

はい、高田委員、どうぞ。

すみません、民生委員として、ここの数字でちょっとゼロとかいうのがあったりとか、少ししかないのがあったりとかするんですけども、地域の中で、茨木市で400人弱、民生委員がおります。

校区の中で、大きな校区やとか、小さな校区によって違うんですけども、大体10人前後から20人、30人ぐらいまでいてるんですけども、大体町内会の中、自分とこの町内会の中では小学校区とか、それから小さい町内会の中に1人とか2人とか、本当は民生委員がいてるんですね。

なかなか民生委員を知ってもらうことができなくて、高齢者に関しては、民生委員が見守りをしてます。高齢者の施設のほう、いろいろ手続を手伝ったりとか、そんなんしますよというふうには、この頃周知が大分されてるんです。子育てに関しても、障害を持ってる子供さんとか、なかなか付き合いはできないですけど、先ほど言ってみたいに、サロンのときに保健婦さんが来られたときに、ちょっとしんどいお母さんをつないだりだとか、そんなんはするんですけども、なかなか障害を持ってる方と接する機会が、やっぱり少なくて、いざ言ってくるのは、さっきの8050の問題で、自分がもう高齢になっただけ、息子とか、娘が障害を持ってるけど、この子どうしたらいいんやろと言うてきはることあるんですね。

だから、そういうふうに本当にせっぱ詰まったときに、どこへ言う

たら分かるねんということで、知り合いで民生委員に言ってきはるんですけども、民生のほうも、それこそ山口委員とか太田委員のところに相談があったときには繋ぐ。

民生の役割としては、皆さん素人ですけれども、そこに地域に住んでいる、おじさんやとかお婆さんなんですけども、相談を受けたときには専門のところにつなげるような形をとっているの、何も分かれへん、何を聞いたら、何がしたらいいか分からへんというときに、民生にただしゃべりに来たら、民生としゃべってる間に整理ができたりとかして、実はじゃあここどこにつなげたらいいんじゃないの、いや結果的には市役所に行かなあかんかもしれへんけれども、それまでにしゃべってたら少し整理ができたりやとか、問題がちょっと先へ進んだりとかというのができるので、もっと民生委員自体も、いろんなところに、ちょっとずつちょっとずつ発信はしてるんですけども、なかなか障害を持ってる方のところまで、今は行けてない状況で、高齢者と子供さん中心になってしまってるんですけども、こうやって来さしてもらってることによって、私もいっぱい、民生も障害を持ってる方との関わりもしたいですというふうな形をアピールしとかないといけないなと思いました。

中西会長
竹岡委員

はい、どうぞ。竹岡委員。

本当に宮林委員と同意見というか、当事者、障害者の当事者と家族にとっては、まだまだ本当にアンケートのように、一つのところの相談で済ませたい。時間とか、体力もそうですし、分かりにくいというあれで、私自身もこの間、自分ところが、自分の知り合いの人が、たまたま民生委員さんと知り合いだったから、民生委員さんが、ここやったら藍野のほうの相談のところがあるよと、そこにあったんやって分かったんですけど。

よくよく回覧とかを見ると1年に1回か2回、地域包括センターはどことか、その障害が、おっしゃるように保健福祉センターができたとか、なんかあったと思うんですけど、なんかそういうのが、本当に言葉がすごく分かりにくいので、地域包括センターが、私はそれは、高齢者だけやったんやなとか、障害はこっちやったんやなというのもよく分かりにくかったし、そういう意味では、例えばチラシとかにしても障害で、こういうことでお困りの方みたいな作り方だったり、

また、山口委員がおっしゃった動画を市役所のホームページとかで動画とかで配信してれば、視覚障害者の方とかも分かたりするんじゃないかなというのと。

あと、この間、思ったのが病院。皆さん、障害者の方は絶対かかりつけ医がいると思うので、病院にもう少し相談支援事業所は、ここですというのを、何かチラシとか掲示板に配布していただいたら、いいなど、この間、発見しました。

病院が一番ね、絶対行くところ、当事者である家族で行くところなので、市役所も、もちろんそうなんですけど、病院では、本当に先生と話しても、そういう話にはならないし、看護師さんたちも時間ないし、知らないことも多いし、でも、その例えば市役所が、その病院、その市の病院に対して周知してくださいということで、掲示なりとか、何かそういう働きかけ、動画とかの働きかけをしてくれたら、そっちの病院のほうも、それが義務としてやってくれたら、病院には必ずね、月1回、家族は行かはると思うので、そしたら、そこで、あそこで障害者は相談すればいいんだということが分かるかなと思います。これは、一ついいなと思ったので、ぜひ何か御検討いただけたらというのと。

さっき山口委員が、その動画というのも、例えばそういうタクトがされるときに、なんかそういう動画、啓発運動というか、そういう時に、広報的なことが事業所、ほかの障害者事業所もそうなんですけど、自分のところがこうこうしてますよというところをPRしたいときに、そういう広報的なというか、そういう支援がやっぱりあまりないというのを聞きしたことがあるので、やっぱりそういったところの支援金というか、補助というのも出していただけたら、そういう事業所とか相談の、そんなところ、これ民間じゃないのかな、なんかあれですけど、PRするのも、そこにチラシ作ったり、動画作ったりするのも、また積極的にしてくださるんじゃないかなと思いました。ありがとうございます。

はい、福阪委員、どうぞ。

すみません。相談員さんのことは、なかなか事業所がないというのは、もうそのとおりだなと思うんですけど、その周知の問題で、やっぱり直接利用者さんに、その相談員って、どういうものですかと聞かれたときに、御説明はやっぱりできるんですけども、結局紹介でき

中西会長
福阪委員

中西会長
多本委員

る場所がないとか、利用していただける場所がないというところで、あまり期待だけ持たしてじゃないですけど、その制度だけ説明しても、結局受けてもらえなかったというふうな事例もたくさんありますし、やっぱり数が増えないとというところが、大きなところかなとは思っていますけれども。

そういった問題と、やっぱり困っていることになかなか気づかれない御家族さんも、とても多いですので、やっぱり小さいうちから、そういう、たまにお会いして、生活どうですかと、全体を捉えていただけるような、そういった相談システムというところが、やっぱりあると、とても御家族さんの負担というのも変わるんじゃないかなと、日々感じておりますので、そこはやっぱりもうね、課題としては上がっていると思いますので、取り組んでいけたらいいかなと思っています。

また、よろしくをお願いします。

多本委員。

多本です。障害児の保護者として、ちょっと感じたことをお話させていただきたいと思います。

うちも実はセルフプランで、支援員さんはないんです。子育て中のお母さん、お父さんって、自分で動けてしまうので、あとは、その横のつながりでママ友とかと情報交換して、自分で動いたほうが早かったりするんですね。もちろん支援員さんがいるというのを、私も知っていましたが、結局どんなところか、サービスの事業所さん、どんなところか、自分の子供に合うかというのは、実際行ってみないと分からないですし、お話も聞かないといけませんし、そこでよければ契約するというのも、そこで行ってしまったら、そこである程度完結する。

もちろん市役所には申請は行かないといけないんですけども、できてもしょうがために、利用しなくても、もういいかという人ももちろんいるでしょうし、利用したくても結局いらっしゃらなければ、先ほどおっしゃったような形で、もう自分で動いたほうが早いんですねということで利用しないという選択肢になっている。

だから、鶏が先か卵が先かみたいな形にはなってるのかな。もうセルフプランでもいいですよと、市役所のほうも、まあ仕方がないから

だと思うんですけど、おっしゃられると、ああもうそれでいいかというので、今までずっときていて、今、高校生なんですね。

次、成人になっていくので、そろそろどこかにくっつこうなみたいな。そんな感じで多分、皆さん、行かれてるかなと思います。

老人の介護のほうだと、要支援認定が下りたときに、必ずケアマネさんがついて、その人がサービスの構築をされますよね。それはもう多分世の中のメディアとかもそういうことをずっと発信されているので、普通の人でも、そういうシステムになっているというのは、もう大体御存じだと思うんです。

実際、ケアマネさんが全部動いてくれるので、自分で動かなくてもいい。だけど、障害児・障害者の場合、非常に少数ですし、なかなかそういう相談支援員がいて、その人がサービス構築をしますよということを、メディアも、そんなに発信してくれないでしょうし、本当に世の中でいうと少数派なので、そういう情報がなかなか普通の人には届いていかないのかなと。なので、みんな知らない、何をしてもらえるか分からないということなのかなと、ちょっと今、思いました。

なので、鶏が先か卵が先かなんですけど、やっぱりある程度支援員さんの数がないと、使ってくださいねと言っても、実際使えないということにはなっていくだろうなと思います。

ただ、やっぱり障害児の親としては、介護のほうのケアマネさんのような方がいらっしゃったら、すごく楽だと思うんですね。自分の知らないサービスとかも多分あるでしょうから、そういう人がついてくださることで、もっと自分の子供に合ったサービスが使えるということにもなっていくのかなと思うので、将来的に、やっぱり支援員さんが一人一人、できたら、その障害が分かったときに、最初からついて、ずっと伴走していただけるというのが、理想かなと思います。

今現在、自分の母が要介護状態の一番重い5なんですけども、すごいケアマネさんがいろいろ動いてくださって、父も助かっているので、それを見ていると、やっぱりそういうことが障害者とか障害児の御家庭でもしていただけると、もっと皆さん楽に子育てとかできるのかなと思いますので、何をどうしたらいいのかちょっと、私も個人的には分からないですけども、やっぱり相談支援員さんの数というのはある程度はないと前に進まないのかなとは思います。

中西会長

以上です。

はい、ありがとうございます。

すみません。ちょっとすごい時間押してるので申し訳ないんですけども、分析の問題とか、データの処理の問題とか、あと制度上の問題とかですね、あとそういう、どうやって、アピールして、でも、発信がすごいやれても、それをどう受け取るかをよく考えていかないと、やっぱりなかなか、そういうところって、お互いのところで難しかったり、おっしゃったみたいな問題に、分かっておられず、その情報がキャッチされへんこともありますから、そのあたりは、考えていかなきゃなど言うんですけどね。

はい、ちょっと長くなったんすけど、事務局いいですかね。

事務局（井上課長）

データの取扱いについてです。たくさん議論していただいて、ありがとうございます。まさに、そういう議論の素になったこと、非常にうれしく思っています。

データの取扱いですが、抜粋版で墨字版で40ページぐらいあるのですけれども、全体は200ページを超える内容です。この中で、おっしゃるように、いろんな要素の組合せをクロス統計やっていると、何百とか何千通りというお話になっていくこと。

先ほどおっしゃっていた障害種別であったり、その中で、さらに障害部位や疾病名とかでクロスをかけていくと、さらに膨大になってくる。その分析をお出ししてしまうと、全体でこれだけ広いものの中のごく一部しかお示しできないというような状況となってしまいます。

そこにさらに我々が解釈、分析を加えてしまうと、非常に全体性に乏しいものになってしまうおそれが強いと考えておまして、今回我々も、特に次の計画の中で重要だろうと思うことを、できるだけ、ばらばらの項目ではなくて、ストーリーとしての文脈を持つように抜粋をさせていただき、会議で説明させていただくところもさらに厳選させていただきながら、まず、こういう数字でしたという客観的な状況を示させていただいたという趣旨を御理解ください。

次回以降につきましても、今申し上げたように、この膨大な組合せの中からどこかに絞って、しかも、そこに市の判断を加えていくとなると、非常にごく限られた一部のことしか取り扱えなくなってしまう

中西会長

ということを考えますと、今のような形でたくさんの項目の中から、より今般の計画策定に必要な、その時勢に合った項目を抜き出し、その事実を皆様にお伝えをして、そこにこういう切り口で考えたらいいいんじゃないか、こういう考え方もあるんじゃないかと御意見を頂くといいことをお願いをしたいと思っておりますので、その点、御理解いただければと思います。

はい、ありがとうございます。

データはすごくて、どういう切り口で切るかで全くデータは、状況が変わったりしますので、そのあたりはちょっと慎重に取り扱っていただければと思います。

すみません。ホットな議論で、誠にありがたいんですけども、ちょっと時間押してますので、よろしいですかね。

議題の4「障害福祉サービス等及び障害児通所施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に移りたいと思います。

それでは、事務局のほうから御説明、お願いしたいと思います。

事務局（谷口係長）

障害福祉課の谷口です。

お手元の資料5に沿って御説明をいたします。お手元の資料は、国において示されている指針の概要版で、市町村及び都道府県が障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるに当たっての指針になるものです。

このたび、直近の各自治体における成果目標の達成状況ですとか、活動指標の進捗など、障害福祉施策の動向等を踏まえまして、市町村及び都道府県が次期計画を策定するに当たって、即すべき事項を定めるために、国において基本指針、こちらの基本指針の見直しが行われました。

この国の基本指針では、地域の実情に応じた障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めるという観点から、都道府県においても基本的な考え方を示すこととされております。

現段階では、まだ公表されておりませんが、今後、大阪府の基本的な考え方も示されます。これらの国と大阪府の指針にのっとりまして、今年度は当分科会で委員の皆様にご審議をいただきまして、令和6年4月からの3年間を計画期間としました茨木市障害福祉計画（第7期）及び茨木市障害児福祉計画（第3期）を策定することとなります。

そして、国の基本指針における見直しの主な項目ですが、墨字資料の2ページ目、点字資料では5ページ中段以降に記載されております14項目です。

続いて、墨字資料の3ページ目、点字資料では11ページ以降ですが、障害者及び障害児の自立支援の観点から地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とします次期計画において必要な障害福祉サービス等、及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として設定すべき成果目標の値について、記載がされています。

続きまして、墨字資料では4ページ、点字資料は16ページの中段以降ですが、先ほどの成果目標を達成するために必要となる障害福祉サービス等の量の見込みである活動指標として設定すべき項目について記載されています。

成果目標、活動指標とも障害福祉施策の動向を踏まえまして一部変更、あるいは項目の追加が行われておりまして、今後お示しする計画の素案も、これらを盛り込んだものになります。

なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画と一体的に策定をいたします、障害者基本法に基づく本市の障害者施策に関する長期計画につきましても、国の障害者基本計画が既に見直しをされています。こちらにつきましては、次回その内容資料をお示しする予定です。

御説明は以上です。

中西会長

はい、ありがとうございました。

はい。では、ただいま説明いただいたことに関して、委員の皆様から意見とか質疑等がございましたら、お願いしたいと思います。

竹岡委員

はい、どうぞ。竹岡委員、どうぞ。

すみません、6番の相談支援体制の充実・強化等で協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発改善等というのは、これからどういった具体的にというのは、まだ、今から検討していくという感じなんですか。内容的にこういった、もうちょっと具体的な方法とか。

事務局（名越主幹）

福祉総合相談課の名越と申します。

この項目につきまして、まだ具体的な方法とか決まっておりませんので、今後、検討していきたいと思っています。

	<p>以上です。</p>
竹岡委員	<p>そしたら、その検討というのは、何か現場のというか、さっきの当事者とか家族とかの声とかというのは、そういうのは、どこかから吸い上げられたりとか、どういうふうに検討されていかれるのでしょうか。</p>
事務局（名越主幹）	<p>もう一度お願いできますか、すみません。</p>
竹岡委員	<p>すみません。システムとしてというか、その個別事例の検討を通じたというのは、個別事例というのが、どういった声、当事者、障害者の当事者の方とか、家族とか、その現場の声はどこに届いて、それが社協なら社協とか、そういうなんか声を上げられるところがあって、その検討を通じて地域サービスに検討していくという流れなんですか。具体的に、どういうふうに、ことが決まっていくのかなと思っております。</p>
事務局（名越主幹）	<p>まだ、具体的なところが、まだ決まっては無いところなんですけども、手法とかにつきましては、今後、検討になるんですけども、今考えてるのは、自立支援協議会の方で、こういう個別事例を取り扱っていくことはなるかと思えます。相談支援専門員の方から、そういう個別事例を挙げてもらって、そこから地域課題であったりとかを吸い上げて、それを施策のほうで反映していくような形を考えてはいますけれども、まだ、具体的な方法につきましては決まっておきませんので、また今後、検討していきたいなというふうに思っております。</p>
竹岡委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>そういった、さっきの宮林委員がおっしゃってたような、なんか声が、せっかくこういう分科会とか、そういうのでなんか上げていった声とか、具体的な、こういうのはどうですかみたいなもんも入れていただけたらありがたいなと思いました。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>山口委員、どうぞ。</p>
山口委員	<p>竹岡委員の御質問にちょっと付け加える形になるんですけど、この協議会における個別事例の検討を通じた地域サービスの開発・改善と</p>

というのは、まさしくこの自立支援協議会の根幹をなす文言だと思うんですね。

なので、この個別事例というのが、我々相談支援の現場の中から上がってくる個別事例、その中での、どうしても解決できない課題というのがね、サービスとか社会資源を使っても解決できない課題というものを吸い上げて、協議会の中で検討して、地域のサービスだったり、社会資源の開発、改善につなげていくというのが、まさしくこの協議会の目的ではあるんですけど、その基盤となる相談支援というのが、茨木においても計画相談の達成率がね、府下最下位から2番目ということでだったりとか、なかなかね、その委託の事業所さんが知られていないということが本当に改善されていかないと、もうこの協議会の基盤というものが揺らいじゃうかなと思うので、そこら辺を取り組んでいく必要があるのかなというふうに思います。意見です。

はい、以上です。

ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますか。

何とか、相談件数が増えていったらいいんですけどね。

はい。特にいいですかね。

何か御意見とか。

大丈夫ですか。

はい、事務局はいいですか、今の案件に関して大丈夫ですか。

はい。では、こういう形での改正法の概要として、また、大阪府の指針に基づいて、いろいろな形で提案されるということになりますので、ありがとうございます。

はい、そうしましたら最後に議題5「その他」です。

事務局から何か、その他に関して何かありますでしょうか。

その他について、事務局からは特にございません。

はい、ありがとうございます。

ほかの委員さんからも何か言い忘れたこととか、何かございますでしょうか。

これだけは言っておきたいとか、ここだけは伝えておきたいとか、何かございますでしょうか。

中西会長

事務局(井本)

中西会長

富澤委員

どうぞ、富澤委員、どうぞ。

すみません、先ほど宮林委員の質問にあまりうまく答えられなかった
ので、ちょっと一言だけ最後付け加えておきたいなと思ったんですけ
ども。

本当に、先ほどの調査の結果を受けて、調査の結果というのは、か
なりやっぱり、それを大きな声として計画に反映するということでは
すけども、本当に、私も率直に、皆さんも多分思われてると思うんすけ
ど、本当に大量の何か、計画の中に落とし込むものがどんどんどんど
ん増えていって、今でさえなかなか一つ一つの達成ということが
難しい状況の中において、国は大きく方向性を示していて、方向性が
示される中で、やはりそれに向かってやっていこうというふうに考え
るのが、これ私たちもそうですし、もちろん行政の皆さんも、その方
向に向かってやっていこうというふうに、みんな同じ方向に向かって
取り組んでるはずなんです。

だけでもすごい、多分これから膨大な作業が、特に行政の皆さんに
担っていただくことになると思うんです。こういう言い方をする
とよくないと思うんです。全ての項目について完璧に理想どおり
ということは、難しいのは、もうこれは皆さんも感じていらっしゃる
と思うんです。その中で、さっきも出てきた、やっぱり何か茨木
市が、その相談のね、相談支援の部分で、やっぱり他市に比べて、や
っぱり非常に低い位置にあるんだしたら、もうちょっと頑張ろうとか
というふうなところは、何か皆さんと一緒に一丸となって、何か取り
組んでいける項目じゃないかなというふうに思いますので、そういつ
たところをですね、どこなのかということは、ある程度重点化させて
いきながら、先ほども、市のほうでもある程度、これから分析してい
く中で、いろいろ御提案いただけたらと思いますので、それに対して、
私たちもぜひ、同じようなところのポイントで向上させていこうとい
うふうなところになっていけばいいと思いますので、そういった点、
すみません、私もちょっと今日十分ちゃんと数字見てなかったのも、
また御協力させていただきたいと思います。

はい、ありがとうございます。

中西会長	<p>富澤委員。はい、ありがたい締め言葉ありがとうございます。</p> <p>はい、そうですね、今、富澤委員に意見頂いたんで、もうほかは大丈夫ですかね。ないですかね。</p> <p>はい、では、ほかに御意見がないようでしたら、本日の案件は、全てこれで終わりたいと存じます。</p> <p>皆さん本当に、ちょっと30分押しましたけれども、御協力ありがとうございました。</p> <p>それでは事務局の方にお返しいたします。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
事務局 (井本)	<p>はい、皆様におかれましては長時間、お疲れさまでございました。事務連絡のほうをさせていただきます。</p> <p>本日の会議録につきましては、まず、事務局で議事録を作成させていただきまして、後日、委員の皆様にお送りをさせていただきますので、また、御確認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次回、分科会につきましては、令和5年の8月頃を予定しております。</p> <p>開催までに、また改めて御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日これにて以上となります。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>